競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者 ナカバヤシ株式会社 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号

トッパン・フォームズ株式会社 東京都港区東新橋一丁目7番3号

小林クリエイト株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115

東洋印刷株式会社 京都府京都市中京区壬生桧町20番地

株式会社イセトー 京都府京都市中京区鳥丸通御池上ル二条殿町552番地

2 入札参加資格停止措置期間

業者名	停止期間	停止月数
ナカバヤシ㈱	令和4年4月7日から令和4年5月6日まで	(1月間)
トッパン・フォームズ㈱	令和4年4月7日から令和4年6月6日まで	(2月間)
小林クリエイト㈱		
東洋印刷㈱		
㈱イセトー		

ナカバヤシ㈱については、課徴金減免制度の適用を受けているため、下記の停止基準 第6条第5項の規定により、停止期間を別表の2分の1の期間とする。

3 入札参加資格停止理由

日本年金機構が発注する「年金定期便」等の作成業務で入札談合を繰り返したとして、 令和4年3月3日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け たため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第7項第2号エに該当(独占禁止法違反行為)

「近畿府県等以外の他の公共機関等が発注した工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。」

同基準第6条第5項(入札参加資格停止期間の特例)

「市長は、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。」